

未熟児養育医療について

1. 未熟児養育医療給付

身体の発育が未熟な状態(※)で生まれたお子さんに対して行う医療の給付制度で、入院医療が対象となります。入院治療にかかる医療費を公費により負担しますが、世帯の所得税額によっては、入院治療費の一部が自己負担となるものです。支払った自己負担金は、乳幼児医療費助成事業の対象となります。詳しくは、市市民課までお問い合わせください。

※出生体重が2,000g以下または、生活力が特に薄弱であり、指定医療機関の医師が入院による養育の必要を認めた場合です。ただし、2,000g以下であっても正常児と同等の機能を有し、特別な治療を必要としない場合は該当しません

2. 給付対象の範囲

未熟児が医療保険各法の被扶養者である場合は、医療保険各法による医療給付が優先され、入院治療に対する医療に限り給付されます。

保険給付金の対象にならないもの(容器代、ベッド代、文書料など)や認定された疾病以外は、医療給付の対象になりません。

3. 給付期間

指定医が必要と認めた期間

4. 申請に必要な書類

【新規申請の場合】

- 養育医療給付申請書
- 養育医療意見書
- 世帯調書
- 健康保険証
- マイナンバーカード又は通知カード
- 印鑑(インク浸透印不可)

【記載事項変更の場合】

<他県や盛岡市への転居の場合>

- 居住地変更届
- 変更事項が確認できる書類
- 印鑑(インク浸透印不可)

<その他申請事項の変更の場合>

- 申請事項等変更届
- 変更事項が確認できる書類
- 印鑑(インク浸透印不可)

【医療機関変更(転院)の場合】

- 養育医療給付申請書
- 養育医療意見書
- 世帯調書
- 印鑑(インク浸透印不可)

【治療継続の場合】

診療期間を過ぎても引き続き養育医療を継続する必要がある場合

- 養育医療継続申請書
- 世帯調書
- 印鑑(インク浸透印不可)

問い合わせ: 遠野健康福祉の里 母子安心課(☎ 0198-68-3186)